

令和6年3月1日  
大阪府教育庁

入札参加資格登録をされている皆様へ

## お知らせ

### 新たな「公共工事設計労務単価」、「設計業務委託等技術者単価」 の適用時期について

国土交通省より、令和6年2月16日付けで新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」が示されました。

これに伴い、教育庁が発注する建設工事、設計・建設コンサルタント委託業務については、予定価格のもととなる工事費、委託料の積算にあたって、原則、「公共工事設計労務単価」は令和6年3月25日以降に入札公告する案件から適用。また、「設計業務委託等技術者単価」は令和6年3月1日以降に入札公告する案件から適用することとしましたので、お知らせします。

応札価格の決定のための御見積に際しては、十分ご留意願います。なお、今後特段の通知を行わない限り、令和6年4月1日以降もこの単価を引き続き適用します。

以上